

平成26年度 夏季軽装（ナチュラルクールビズ）について

1 趣旨

地球温暖化対策推進法に基づき平成23年3月に策定した「第3期道の事務・事業に関する実行計画」では、温室効果ガス排出量の削減目標を定めており、省エネルギーに向けた取組として、庁舎内における冷房の設定温度の厳格な管理（冷房設定温度28℃、冷房時間の短縮など）を行うこととしている。

このため、設定温度28℃でも快適に執務を行えるよう、次の3つをコンセプトとして、自然と調和した北海道らしい省エネ型ワークスタイル「ナチュラルクールビズ」を励行する。

～ナチュラルクールビズの3つのコンセプト～

自然を意識する

北海道の夏は、地域によって暑さの違いがあり、一日の中でも昼と朝・晩でも変化があるので、そうした自然の変化や違いを意識しながら、地域のその日の気温等に合った服装を選択する。

TPOを意識する

ノーネクタイ・ノー上着などを基本に、職務を行う時（Time）、場所（Place）、場合（Occasion）に合った、人に不快感を与えない服装を選択する。

省エネを意識する

できるだけ冷房に頼らず通気を良くするなど自然の力を利用して一層の省エネに努める。

2 実施期間

6月1日から9月30日までとする。ただし、道外の出先機関は、所在地の他の行政庁等の取組状況に応じて当該出先機関の長が設定することができる。

3 対象部局

知事部局、教育庁、警察本部、議会事務局、企業局及び各種委員会事務局と出先機関を含む全ての部局

4 実施内容

対象部局職員の執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。ただし、強制するものではない。なお、職員以外の出席者が予定される会議等については、次のとおりとする。

(1) 道主催の会議

職員以外の出席者が予定される会議等であって、儀礼上、軽装が不相当と認められる場合を除き、執務室に準じる。

(2) 職員以外の参加者が予定される行事、来客等の対応

儀礼上、軽装が不相当と認められる場合を除き、執務室に準じる。

(3) 職員以外の出席者に対する呼びかけ

儀礼上、軽装が不相当と認められる場合を除き、職員以外の出席者に対しても、案内状や会議の中で軽装を呼びかける。

(4) 留意事項

通気性の良い素材やデザイン等により体感温度を下げることを基本として、以下に留意しつつ、具体的な服装の選択は職員各自が適切に判断するものであるが、社会常識から見て相応しくない服装は避ける。

ア いわゆる「着くずし」ではなく、公務職場での着用に適した服装とする。

イ 清潔感を保ち、他人に好印象を与える。

ウ ジーンズ（Gパン）は着用しない。

5 周知

地球温暖化防止及び省エネルギーのために夏季軽装を実施している旨の張り紙等を執務室入り口付近の見やすいところに掲示するなど、庁舎来訪者等に対する周知を図る。

担 当：環境生活部環境局

地球温暖化対策室温暖化対策グループ 主幹 小野寺卓司

連絡先：011-204-5189（直通）、24-208（内線）